

【第3章 第二次計画の推進状況の点検】

点検1. 人と人がつながりともに支え合える地域づくり（基本目標1）

（点検1-1）住民の福祉意識の醸成

（点検1-1-①） 人権教育・啓発の推進

□第二次計画では・・・□

住民一人ひとりが人権尊重の理念について正しい理解を深め、それが日常生活の中で態度や行動として根付くことを目指し、家庭や学校、地域社会などあらゆる場を通して児童や高齢者、障がい者及び女性に対する人権問題をはじめ、様々な人権に関する教育・啓発を総合的に推進することを掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

＜教育委員会指導課＞

各学校においては、「人権の日」の設定や人権に関する授業、学校行事等が積極的に取り組まれています。また、「豊かな心」を育むという視点から、自分とは異なる他者とうまく関わり、コミュニケーションを図ろうとする態度の育成が求められています。人権教育を発達の段階に応じて、道徳の時間や特別活動等全ての教育活動に位置づけるとともに、人権委員会の機能化や校内研修等を通して、人権尊重の考え方や共生の心の育成に向け、今後も全校体制で取り組む必要があります。

＜市民協働課＞

「人権週間（毎年12月）」における啓発活動や、市内各中学校へ「人権作文」を募り、「人権作文コンクール」に提出したり、市内小中学校での「人権教室」の開催（H27は111回実施）、うるま祭りにおける「人権啓発コンサート」（H28）、生涯学習フェスティバルにおける「人権啓発パネル展」（H28）などの取り組みを行っています。

今後も、人権教育・啓発のため、取り組みを継続する必要があります。

＜障がい福祉課＞

障がい者福祉においては、地域における障がい者の自立生活、共生社会の実現を目指しており、地域住民の障がいの理解が重要となっています。特に精神障がいに関する理解促進を図るため、精神保健福祉の市民講座や障がい者虐待の予防、発達障がいについての講演会などを開催しています。市民参加も多く、意識の高さがうかがえます。

(点検1-1-②) 地域住民への福祉学習の推進

□第二次計画では・・・□

「共に生きる地域社会」を形成していくために、社会福祉協議会、福祉施設及びその他関係機関・団体等と連携し、福祉意識の啓発や福祉に関する情報提供の充実を図ることを掲げていました。

また、多様な福祉講座と福祉体験学習のメニューを整え、気軽に学べる福祉学習の推進も掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市社会福祉協議会（福祉総務課）>

出前講座「小地域ネットワーク（近隣見守り 援助体制）づくり」を実施し、地域福祉についての周知や学習機会の提供を行っています。平成21年度から継続実施してきた【行政区型】出前講座に加え、平成28年度より【行政区型応用編】出前講座を新たに実施しています。

関心のある地域からの手上げ方式での講座開催のため、未実施の行政区が30か所あり、今後、推進していくためのアプローチを検討する必要があります。

入門編講座：小地域ネットワーク活動についてのワークショップ、講話及びマップづくりの講座

応用編講座：対象としては、入門編講座を修了し、3年以上活動を継続している団体。社会的に孤立しがちな方々を支えるため地域でどのような事ができるのか学ぶ講座。ワークショップ、講話

<介護長寿課>

高齢化の進行とともに、近年は認知症高齢者が増加しています。認知症に対する理解や予防についての周知等を図るため、自治会等の地域や各種団体を対象に、認知症の勉強を開催したり、認知症サポーター養成講座を開催しています。

(点検1-1-③) 幼児・児童生徒への福祉学習の推進

□第二次計画では・・・□

福祉意識の醸成のため、子どもの発達段階に応じた体験機会や福祉学習の推進を掲げました。また、障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に学び、仲間づくりができるよう、福祉教育の推進や特別支援ヘルパーの派遣などの環境整備についても掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

＜市社会福祉協議会（福祉総務課）＞

市社会福祉協議会を中心として、ボランティア活動を通じた福祉学習に取り組んでいます。福祉体験や高齢者や障がい者とのふれあいなど様々な体験をとおして障がいへの理解が深まったり、障がい者の生活や体験などの話を聞いて、助け合う心など気づきが多く見られました。

学校での福祉体験学習においては、体験の時期が重なりボランティア担当職員だけでは対応が厳しい状況もありました。福祉体験学習の内容において、ボランティア養成講座や学校教諭への体験講座などの検討も必要です。

ア) ボランティア福祉学習の支援（平成28年度実績）

- ①福祉体験（車いす・視覚障がい [歩行/おり紙/味覚] ・ユニバーサルデザイン・点字 [打つ/触れる] ）16校
- ②福祉講話（福祉・ボランティア・障がい者の紹介）19回
- ③福祉教育に関する道具の貸与（車いす・アイマスク・白杖・点字板・点字のてびき・盲学校の点字教科書・高齢者擬似体験セット・ユニバーサルデザインセット・教材DVD）

イ) ボランティア活動推進校指定事業（平成28年度実績）

- ①市内保育所、幼稚園、小・中・高等学校を指定21校（保育園4園、幼稚園1園、小学校14校/高校2校）
- ②ボランティア活動推進校連絡会 1回、20人

ウ) ボランティア体験推進事業（平成28年度実績）

- ①ボランティア・NPO活動体験 10団体共催、10プログラム、延232人。

＜障がい福祉課＞

市では、障がい児の作品展示や障がいの啓発活動と場である「にこにこキッズフェスタ」を実施しています。障がい児のほか、健常児も参加し、交流を図る機会となっています。

（点検1-2）地域福祉推進のための住民参加の仕組みづくり

（点検1-2-①）小地域福祉ネットワークの組織化

□第二次計画では・・・□

地域福祉推進の中核となる住民組織として、各小地域福祉区に小地域福祉ネットワークを組織化することを掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

＜市社会福祉協議会（福祉総務課）＞

地域づくり支援事業として、地域への出前講座を実施しています。講座終了後に継続的な支援を行いながら小地域福祉ネットワーク組織化を推進しています。組織化する事で自分達の地域について話し合い、継続的に活動できるような体制づくりができたり、住民目線で福祉課題を抱える方のニーズをいち早くキャッチし、福祉の関係機関につなぐ事もできてきています。

出前講座終了後に組織化ができない地域もあるほか、講座終了後、数年間は活動を継続していた団体でも次第に活動が休止している所があります。講座終了後の活動支援の強化が必要です。

・小地域福祉ネットワーク組織化の状況

平成27年度：19か所 平成28年度：23か所

(点検1-2-②) 小地域福祉ネットワーク組織の育成支援

□第二次計画では・・・□

小地域福祉ネットワークの育成を図るために、専門員(コミュニティソーシャルワーカー)による、地域づくりの方法や活動計画の立案及び実際の活動における相談や技術的な援助について掲げていました。

そのほか、活動拠点の確保や福祉に関する情報提供、関係機関等との連携及び小地域福祉ネットワーク地域への周知と活動への参加促進などの支援も掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

＜市社会福祉協議会（福祉総務課）＞

行政区単位とした出前講座を実施し、講座終了後に小地域ネットワーク組織の組織化を支援し、円滑な活動の継続を目指し、相談や技術的な支援を行っています。具体的には、小地域定例連絡会などに参加し、組織活動の支援や福祉ニーズを抱えた方々の個別の相談支援について、どう支えていくのか共に考え活動に展開しています。

また、地域の必要に応じ、専門職との連携や、必要な技術を学ぶ機会を提供しています。

地域支援といっても地域により多種多様な特性があるため、その地域にあった育成支援の方法の検討が必要です。団体活動支援に当たっては、各コミュニティソーシャルワーカーの経験によって技術的な面での違いが見られます。地域育成のためのスキルが求められています。

1) 出前講座終了地区

【行政区型入門編】平成27年度：31か所 平成28年度：33か所

【行政区型応用編】平成27年度：0か所 平成28年度：1か所

1) 小地域定例連絡会へ参加

【小地域連絡会対象地域】平成27年度：21か所 平成28年度：23か所

(点検1-2-③) 地域福祉推進員の確保

□第二次計画では・・・□

住民の中から地域福祉推進員を育成し、活動の立ち上げや活動に関する相談・助言、行政や関係機関等との連絡・調整等を行う地域の役割を担ってもらうことを掲げていました。また、地域福祉推進員の確保に当たっては、社会福祉協議会と連携を図り、養成・育成していくとしていました。

■第二次計画での取組の状況■

<福祉総務課（市社会福祉協議会）>

現状では地域見守り隊の結成や活動が地域で進められており、第二次計画で掲げていた地域福祉推進員の役割を担うかたちになっています。

(点検1-2-④) 住民福祉活動への支援

□第二次計画では・・・□

見守り活動等の自主的なボランティア組織の活動充実を図るため、活動についての周知など、住民の理解と協力が得られるように図ることが掲げられていました。また、活動拠点の確保、他の住民組織や活動グループとの連携、活動に関わる相談や情報の提供などについても掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<福祉総務課>

ボランティア活動など、地域福祉活動拠点の提供を図るため、社会福祉センターの利用について周知や利用しやすい環境整備などに努めています。また、勝連・与那城社会福祉センターの今後の利用について検討を進めているところです。

(点検 1-3) 人と人のつながりづくり

(点検1-3-①) 人と人がつながる居場所づくり

□第二次計画では・・・□

「ふれあいいいきサロン」や「母親クラブ」、各種サークル活動などの居場所（活動の場所）の確保支援や、性や年齢の違い、障がいの有無を問わず、誰もが気軽に訪れふれあうことのできる居場所づくりの推進を掲げていました。

また、児童館整備による地域の子育て支援と子どもから高齢者まで地域の人と人がつながる仕組みづくりも掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<社会福祉協議会（福祉総務課）>

高齢者や障がい者、子育て世帯等を対象とした居場所づくりや交流・生きがいの場である「ふれあい・いきいきサロン事業」を実施しています。

また地域には、未登録で活動を行っているサロンもあるため、登録に向けた支援等も必要となっています。

・登録サロンの対象種類別設置数

- ア) 高齢者・障がいのある方（3サロン：8名週1回、12名週1回、20名月1回）
 - イ) 高齢者・認知症（2サロン：20名隔月1回、18名月4回）
 - ウ) 高齢者・認知症（1サロン：10名週1回）
 - エ) 障がいのある方・子育て中の方（1サロン：13名月1回）
 - オ) 子育て中・発達の気になる子の親・支援者（2サロン：13名月1回、5名月1回）
 - カ) 障がいのある方・支援者（1サロン：8名月1回）
- ※その他登録していないが把握しているサロン8か所あり

<介護長寿課（社会福祉協議会）>

高齢者の居場所づくり、生きがい対策として、ミニデイサービスを実施しています。また、ミニデイサービスに関わるレクリーターへの講習会を兼ね推進員相互の交流を図っています。

ア) 地域型＝ミニデイサービス

- ・住み慣れた地域で、多くの高齢者が参加できるよう地域の各公民館で実施。月1回～2回の実施

イ) 中央型＝生きがいデイサービス

- ・ミニデイサービス等に参加できない閉じこもりがちな高齢者を対象に「うるみん」及び津堅地区においては「若寿の家」で実施。週2回実施

<障がい福祉課>

障がい児等の親同士が集い、交流する場として「ゆんたく広場」があります。地域に数か所の広場があり、それぞれ自主的な交流活動を行っています。

<児童家庭課>

子どもの居場所が少ない地域において、児童館の整備を進めてきました。

(点検1-3-②) 人と人のつながりを意識した行事等の実施

□第二次計画では・・・□

市や地域の各種行事、イベント等の開催及び行事やPTA活動等において、人と人のつながりづくりを視野に入れた取り組みを進めることが掲げられていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市社会福祉協議会（福祉総務課）>

「うるま市健康・福祉まつり」では、各種ボランティア団体のパネル展や創作物展示、福祉団体のパフォーマンス、障がい者福祉団体の出店販売などを行っています。毎年11月第3土曜日に実施しています。来場者は1,000人を超えていると推計されます。福祉団体の障がい者などの活発な姿が見られ、来客者へ福祉への関心が広げられると期待されるところです。参加団体への周知を広げ、まつりの規模や特色について検討しています。

<市民協働課>

市内に在する団体等が地域で実施するまちづくり活動（環境美化活動、地域福祉の向上、地域の活性化に資する活動等）に対し、市民協働のまちづくりの観点から当該活動に対する支援を実施しています。

平成28年度は、応募団体19団体に対し、外部有識者等による審査を経て、交付対象10団体の選定を行いました。（地域福祉活動3団体、自治会活性化3団体、地域活性化・交流系4団体）。

地域活動支援助成事業の認知度の高まりとともに、地域福祉活動や、地域づくりに関心を寄せる市民のネットワークが広がりつつあります。

支援がないと、継続活動が難しいといった声も寄せられており、自立に向けた取り組みや、場合によっては運営に対する支援の検討が必要と思われます。

(点検1-3-③) 自治会及び各種団体への加入支援

□第二次計画では・・・□

地域福祉推進の上でも自治会は重要であり、市の広報紙、ホームページなどを活用し、自治会の周知を図り、加入を促進すると掲げていました。

また、子ども会、青年会、婦人会、老人会などの各種福祉団体等への支援についても掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市民協働課>

「うるま市ホームページへの掲載」：自治会についての説明や必要性を掲載し、加入促進になるよう各自治会のメールアドレス等の連絡先を掲載しています。

自治会に関する問い合わせ等があった場合に、連絡先等についてより迅速かつ簡易に案内できるようになりました。

自治会加入世帯数そのものについては微増していますが、市全体での世帯数の増加が著しい中、加入率そのものは長期的に低落傾向にあり、より効果的な加入促進に向けた対応策が必要です。

市自治会長連絡協議会と連携し、自治会加入率の向上に向けた促進策の検討・実施を図る必要があります。

(点検1-3-④) 自治会間の連携支援

□第二次計画では・・・□

防犯活動、災害対策及び環境問題等について、複数の自治会にまたがることも多く、相互の自治会で連携するため、自治会間の情報交換及び交流促進を掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市民協働課>

(現状と課題)

月に2回(1日、15日)の事務委託者連絡会議終了後に自治会長連絡会議の場を提供することにより、自治会間の連携支援を行っています。

平成28年4月から平成29年1月までに、基本的に月2回(平成29年1月のみ1回)の計19回実施しました。

自治会間における情報共有、意見交換の場として有効活用されています。

点検2. 一人ひとりに適切な支援がとどく地域づくり

(点検2-1)総合的な相談支援体制の構築

(点検2-1-①) ふれあい総合相談支援センターの設置

□第二次計画では・・・□

身近な地域での、健康や福祉に関する総合的な相談ができるように、各基幹福祉圏域に「ふれあい総合相談支援センター」を継続して設置することを掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市社会福祉協議会（福祉総務課）>

ア)総合相談事業 ※コミュニティソーシャルワーカーの配置

- ・コミュニティソーシャルワーカーを6人配置し、地域の相談支援に当たっています。
(本所3人、石川地区1人、勝連地区1人 与那城地区1人)
- ・相談や活動の状況
 - ①健康及び福祉に関する総合的な相談及び支援（相談支援実人数 延1,434件）
 - ②公的サービスとインフォーマルサービスとの組み合わせ、分野を越えた総合的サービス提供のネットワーク形成、各種調整会議への参加、地域団体等の活動支援
(延相談件数1,101件 11月末現在)
 - ③小地域福祉推進や住民福祉活動等への支援
(延相談件数187件 11月末現在)
 - ④地域の社会資源や要支援者の把握
(延相談件数581件 11月末現在)

イ)ふれあい相談事業

市社会福祉協議会において、一般相談や専門相談を行っています。

「総合相談事業」は、各地域においてCSWの活動により、住民個別の課題や地域の課題について、地域、各種機関との一体的な相談が機能するようになってきました。また、地域団体等の活動支援により、地域での主体的なサロン活動や見守り体制づくりなどの小地域ネットワークの再構築に向けての活動が広がりつつあります。

「ふれあい相談事業」については、地域の身近な相談場所として、これまで各事業実施してきており、各種相談、多くの市民に利用してもらっています。

ふれあい相談については、本市において身近に相談できる相談機関や医療機関が増えてきたこと、ふれあい総合相談支援事業の実施により、ワンストップ相談の機能がボトムアップしてきたことで、一定の役割を達成してきたため、総合相談事業と一本化することを検討しています。

第3章 第二次計画の推進状況の点検

・相談の状況

①一般相談（本所・各支所）（延相談件数166件 12月末現在）

②専門相談

a) 聴覚補聴相談（延相談件数77件 12月末現在）

b) 法律相談（延相談件数66件 12月末現在）

（点検2-1-②） コミュニティソーシャルワーカーの配置

□第二次計画では・・・□

身近な地域での相談支援の充実などを図るために、ふれあい総合相談支援センターに「コミュニティソーシャルワーカー」を継続して配置することを掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市社会福祉協議会（福祉総務課）>

市社会福祉協議会に委託で実施しており、6人のコミュニティソーシャルワーカーを本所や各支所に配置しています。住民からの相談をワンストップで受け止め、他の関係機関と連携した総合的な相談に対応する事で、相談支援の充実が図られています。また、コミュニティソーシャルワーカーが地域へアウトリーチする事で、地域住民にとって身近な窓口となっています。

前期地域福祉計画では、コミュニティソーシャルワーカーを8名配置予定だが、現況は、6名となっています。総合的な相談支援体制整備のため配置数を増やす取り組みが必要です。

・コミュニティソーシャルワーカーの地域への配置状況

本所（具志川第一地区2人、具志川第二地区1人）

勝連支所2人（勝連地区1人、与那城地区1人）、

石川支所1人

（点検2-1-③） コミュニティソーシャルワーカーの養成

□第二次計画では・・・□

コミュニティソーシャルワーカーは、福祉の熱意を持ち、福祉に関する知識や活動の経験が豊富で、高い見識のある人材が求められることから、社会福祉協議会と連携し、これまでの活動実績を踏まえた、人材の確保・養成することが掲げられていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市社会福祉協議会（福祉総務課）>

コミュニティソーシャルワーカーの研修会や養成講座への参加により、資質向上に努めています。待遇面などから、福祉に関する専門的な知識・技術を持った人材の確保が厳しい現状にあります。

・コミュニティソーシャルワーカーの地域への配置状況

研修会や養成講座の参加【5回 延べ14人参加】

日常生活自立支援事業に関する研修：1回 5人参加

児童支援に関する研修：3回 5人参加

精神保健に関する研修：1回 4人参加

(点検2-1-④) 福祉総合窓口(ワンストップサービス)の設置

□第二次計画では・・・□

庁内各窓口で、保健、福祉、医療等に係わる住民からの相談に対し、十分な説明や情報の提供等を行うほか、関係する他の窓口及び地域の各種相談窓口と連携をとり、適切に対応していけるよう、庁内に福祉総合窓口(ワンストップサービス)の設置検討を掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<福祉部>

福祉の総合窓口は設置されておらず、現在は、介護長寿課・障がい福祉課及び各庁舎等での窓口業務に嘱託員を配置していますが、来庁者に対して、目的の担当課まで寄り添って案内するにとどまっているのが実情です。

また、「市民便利手帳」には、福祉関連各課への連絡先のほか、その他の福祉に関することにおいて、福祉総務課を連絡先としています。しかし、福祉総務課に電話があった場合、担当課を探して繋いでいる状況です。「相談」により、必要な支援等につなぐことが多く、内容も専門的知識が必要であり、複数の課にまたがって対応することもあります。

(点検2-1-⑤) 小地域福祉ネットワーク会議の設置

□第二次計画では・・・□

コミュニティソーシャルワーカーの活動を支援するとともに、住民が互いに支え合い助け合っていける地域づくりの効果的な推進を図るために、「地域福祉推進ネットワーク会議(仮称)」を設置することを掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市社会福祉協議会(福祉総務課)>

地域福祉推進ネットワーク会議は平成27年度現在設置されていませんが、実践されるように継続して働きかけて行く必要があります。

(点検2-1-⑥) 各種相談担当者の資質向上

□第二次計画では・・・□

地域で活動する民生委員・児童委員、母子保健推進員などが、各分野の専門員との連携を密接にすることや、研修等を通して資質向上を図ることが掲げられていました。また、各分野の専門員の相談支援技術向上も掲げられていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市社会福祉協議会(福祉総務課)>

コミュニティソーシャルワーカーの連絡会を設け、ケース事例研究・検討、情報交換、事業活動の企画検討等を行っています。

<介護長寿課、障がい福祉課>

保健師や社会福祉士などの専門職が配置され、相談等を行っています。また、高齢者では地域包括支援センターや高齢者相談センター、障がい者では相談支援事業所において相談業務を担っており、市の相談業務と連携を図りながら、一人ひとりの状況に対応した相談を行っています。それぞれの分野において、資質向上を図るために、定期的な連絡会や研修等を実施しています。

また、相談業務、特に福祉に関する相談については、専門的な知識のほか、「豊富な経験」、「継続的な相談支援」が不可欠であり、こうした点に配慮して人員配置する必要があります。

<児童家庭課、保育課>

児童家庭課には家庭相談員、女性相談員が配置され、研修会や講演会等へ積極的に参加し、資質向上に努めています。また保育課においては、保育所利用等に関する利用者支援の相談を行っています。

<子ども健康課、健康支援課>

保健師、栄養士、看護師、心理士による相談業務の資質向上のため、県や小児保健協会等の実施する研修を受講しています。また、庁舎内の保健師による連絡会を開催し情報共有や事例検討等を行っています。

母子保健推進員の資質向上のため、定例会や県の主催する研修会に参加しています。

(点検 2-2) サービス提供体制の充実

(点検2-2-①) 公的サービスの充実

□第二次計画では・・・□

高齢者、障がい者、児童及び健康づくりに関する各個別計画を踏まえた基盤整備を進めることが掲げられていました。

■第二次計画での取組の状況■

<介護長寿課、障がい福祉課>

高齢者においては、介護保険法に基づく介護保険サービスの提供や、地域支援事業による介護予防等の事業をおこなっています。障がい者については、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障がい児通所支援などがあります。また、手当等の支給もあります。

<児童家庭課>

児童手当や児童扶養手当、こども医療費の助成などを行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図っています。こども医療費については、市では助成の通院対象年齢を県基準にならって就学前までとしています。町村では中学校卒業までを対象としているところもあります。経済的支援策の強化を図るため、市でも対象年齢の引き上げが望まれています。

また、小学生の放課後の居場所づくりとして、放課後児童クラブを市内で実施しています。地域のニーズに対応できるように、放課後児童クラブの整備を進めています。

<保育課>

待機児童の解消が喫緊の課題となっており、保育所をはじめとする教育・保育施設等の整備に取り組んでいます。しかし、保育ニーズの増大により、整備を進めて定員枠を増加しても、待機が解消されない状況が見込まれ、待機児童解消は引き続き課題となっています。

<子ども健康課、健康支援課>

健康うるま21(健康増進計画)における事業の推進:妊婦検診、乳幼児健診と事後フォロー事業(親子遊び教室、心理相談)や相談など、乳幼児を対象とした取り組みを展開していま

す。成人期については、特定健診や特定保健指導を始め、各種健診、がん検診および健康相談や出前健康教室等の開催を行っています。

<保護課>

生活困窮者自立支援法の施行以後、生活保護の対象にはならないが生活に困っている世帯への自立支援対策が全国の市町村で始まりました。うるま市においても、制度に基づきながら、「自立相談支援事業」や「住居確保給付金」、「就労準備支援事業」、「一時生活支援事業」、「学習支援事業」を行っています。民生委員・児童委員や自治会長へのアンケートの中には、生活困窮世帯への支援を充実するべきだという声も見られました。

(点検2-2-②) 地域支援体制の充実

□第二次計画では・・・□

公的サービスを補完するインフォーマルサービス、地域の支え合いなどの機能について、NPOや福祉施設、事業所等の社会資源を結びつけ、それぞれの活動をとおして相互に連携・協力ができるように図ることを掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市社会福祉協議会（福祉総務課）>

コミュニティソーシャルワーカーが各種関係機関・団体が行う連絡会などへ参加したり、様々な地域資源の情報収集を行うことで、必要な支援と活動を結びつけるなどの機能を果たすよう努めています。また、平成28年度に、市内の民間事業所と見守りネットワークづくりのための意見交換を実施し、見守りネットワーク協定の締結に向け準備を行っています。

<市民協働課>

「コミュニティセンター助成事業」により公民館等の建設を行っています。

平成28年度においては、江洲自治会がコミュニティセンターの整備を実施。

コミュニティ助成事業については、基本的に地縁団体の認可を受けた（法人化）自治会を対象としており、行政の制約を受けずに、自治会独自の判断によりコミュニティ施設の整備を行えるようになった。

コミュニティ備品の整備では、県対米請求権事業協会の「コミュニティ活動促進事業」を活用し、コミュニティ備品の整備を行いました。

同助成制度を活用し、新赤道自治会において屋外用音響機器の購入整備を実施しています。これまでは音響機器の不備・不足によりイベントの進行に支障をきたす場合がありましたが、今回の整備により、夏祭りをはじめとする屋外イベント等をこれまで以上に質の高いレベルで実施できるようになりました。

(点検2-2-③) 情報提供の充実

□第二次計画では・・・□

公的サービスや制度に関する情報及びインフォーマルサービスの情報を収集整理し、市ホームページなどで情報提供を行うことが掲げられています。さらに、情報提供の方法の検討等についても掲げられています。

■第二次計画での取組の状況■

＜介護長寿課、障がい福祉課＞

高齢者福祉や障がい者福祉に関する情報、関連する制度の説明などについて、主に市の広報やホームページで提供を行っています。また、民生委員・児童委員の方々にも必要な情報を提供し、情報共有を行うように努めています。近年、制度やサービスが複雑化するとともに、法改正も頻繁になっているため、わかりやすい情報提供に努める必要があります。

＜児童家庭課、保育課＞

子育て支援や保育に関する情報を、主に市の広報やホームページで提供を行っています。また、「Welcome赤ちゃん」メッセージカードの配布や、子育てに関するパンフレットの配布、子育て相談に関する情報提供をおこなっています。子育てに関する情報をホームページ上にまとめ、提供することも検討が必要です。（子育てサイトの運用）

＜子ども健康課、健康支援課＞

・広報へ健康づくりに関する記事を掲載しているほか、市のホームページで保健事業の紹介を行っています。また、各事業を通してチラシの配布や健康づくり推進大会の開催、「FMうるま」での定期的な周知・広報などを行っています。

(点検 2-3) ボランティア活動の充実

(点検2-3-①) ボランティアの養成

□第二次計画では・・・□

住民が、ボランティア活動に参加していけるよう、活動や体験学習の機会を拡げたり、ボランティア養成講座を開催するなどの取り組みが掲げられていました。また、子どもたちのボランティア活動への参加や体験学習などの取り組みの推進も掲げられていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市社会福祉協議会（福祉総務課）>

市社会福祉協議会が主体となり、市社会福祉協議会のボランティアセンターを中心にボランティアの養成に取り組んでいます。ボランティア団体活動支援助成事業、ボランティア講座などで、地域の課題解決に取り組むボランティア団体の活性化や福祉の向上につながっています。

ア)市内のボランティア団体へ助成

平成27年度：9団体 平成28年度：7団体

イ)講師・助成金活用助言・団体立ち上げ支援（随時）

ウ)ボランティア関係講座

平成28年度：パソコン講座（平成29年1月24日～2月23日）計8回

エ)生活支援ボランティア養成講座（平成27年度まで）

平成27年度 うるみん4回講座、延110名参加

<介護長寿課>

高齢者の生きがい活動や介護予防のボランティアである「ちばらな応援隊」について、養成講座を実施しています。応援隊は、地域の高齢者のミニデイサービスや体操サークル、予防教室等に出向き、とうがっさん体操の指導の実施や普及活動などを行っています。

<子ども健康課、健康支援課>

健康保健の分野では、妊娠・出産・育児に関する身近な相談を受けたり、保健師と連携を取りながらボランティアで家庭訪問や母子保健事業の手伝いをする「母子保健推進員」や、地域の食育活動を実践する「食生活改善推進員」がいます。

「食生活改善推進員」については、推進員養成講座を実施しており、養成された食生活改善推進員は、地域で食を通して正しい知識の普及と啓発の担い手としてボランティア活動を行っています。推進員の高齢化が進んでいることや、新しい推進員となる方が減少しているといった課題も見られます。

また、平成28年度から、自分や家族の健康づくりに役立つ学習・実践を通して、仲間づくりや、地域へ健康づくりを広げる隊員「みんなの健康ささえ隊」の講座を行っています。市民健康講座のほか、養成講座を経て、プレミアムメンバー17名が誕生しました。地域における自発的な健康づくりのきっかけとなるボランティア活動が期待されます。

(点検2-3-②) ボランティアセンターの体制・機能の充実

□第二次計画では・・・□

ボランティアに関する情報の発信や啓発活動の充実のほか、人材の育成やネットワークづくりなどを行うボランティアセンター（市社会福祉協議会に設置）の体制や機能のさらなる充実を掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

＜市社会福祉協議会（福祉総務課）＞

ボランティアセンターにおいて、ボランティアを登録し、ボランティアへの協力依頼に対して紹介するなどの斡旋を行っています。様々な団体からのボランティア依頼があり、ボランティア活動内容も多岐にわたり、参加者も学生から一般の方々とボランティア活動の幅が広がりがみられます。

人的確保のためのボランティアではなく、ボランティア希望者が安心して楽しく活動できるためのコーディネートを重視する必要があります。また、ボランティア活動へ参加した方の感想や感じたことなどを把握し、今後の取組につなげることも必要です。

・ボランティアセンターの実績

- ① ボランティアの案内 平成26年度：71件 平成27年度：73件
- ② ボランティア登録者数 平成26年度：65団体・4,196人、個人73人（合計4,269人）
平成27年度：64団体・4,180人、個人53人（合計4,233人）
- ③ ボランティア活動協力依頼 平成26年度：73件 平成27年度：82件
- ④ 相談対応 平成26年度：27件（随時） 平成27年度：51件
- ⑤ ホームページ等での情報発信
- ⑥ ボランティア保険の加入促進
- ⑦ 善意銀行（リサイクル等）活動 ※市民の不要な物品等を必要としている方への
コーディネート受付12件 払出12件
- ⑧ ボランティア活動や地域福祉活動に必要な備品器材の貸与（CDプレーヤー、プロジェクター、車いす、点字板、ワイヤレスアンプ等）

・ボランティア活動依頼団体

- ・うるま市内児童館、小学校、自治会、うるま市（障がい福祉課・地域包括支援センター ・児童家庭課）、高齢者施設、保育園、など

(点検2-3-③) ボランティアサロンの設置

□第二次計画では・・・□

互いの交流やボランティアに関する様々な情報を得ながら、コミュニティソーシャルワーカーと連携してボランティア活動が展開できるよう、ふれあい総合相談支援センター内に「ボランティアサロン」を設置することを掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

ふれあい・いきいきサロンの活動支援を行い、9つのサロンが登録され、引きこもりや閉じこもりなど孤立しがちな人たちが、住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう、気軽に集まれる場所づくりを行い、活動を支援した。引き続き参加者を募り、明るい地域づくりを推進していく必要があります。

(点検2-3-④) ボランティア推進月間の設定

□第二次計画では・・・□

より多くの住民等が、積極的にボランティア活動に参加していけるよう、地域のボランティア活動の周知や活動に対する啓発の充実を図るために、ボランティア推進月間を設定すると掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市社会福祉協議会（福祉総務課）>

「夏のボランティア体験推進月間」として、7月から8月を設定しています。内容は、ボランティアやNPO活動体験で、色々な人たちと出会い交流しながら、ボランティア活動やNPO活動について理解を深めています。参加者自ら希望する活動へ応募し、地域で活動しているボランティアやNPO団体の方々とふれあい体験することで、活動への理解や自分たちの住んでいる地域への愛着が生まれ、活動終了後も継続したいという希望者もいて、団体もそれを受け入れ人材育成につながっています。また、独自に活動の中で、ボランティア養成に取り組む団体もあり、活性化が図られています。

参加するボランティア団体が主体となって実施することになっているが、参加人数の調整や確認、当日の準備などスムーズにできない団体もあり、そのサポートが必要となっています。

(点検 2-4) 権利擁護体制の充実

(点検2-4-①) 人権教育・啓発の推進（再掲）

※再掲につき割愛。

(点検2-4-②) 日常生活自立支援事業及び成年後見制度の利用援助

□第二次計画では・・・□

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者で判断能力が不十分な場合、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理など、在宅生活を支えるための支援が必要となります。第二次計画では日常生活自立支援事業について、住民へ周知を図り利用を援助するほか、本市単独事業実施に向け、社会福祉協議会と連携することを掲げていました。

また、財産管理や契約などの法律行為を個人でできない人の権利や利益を保護する成年後見制度についても、制度の周知と利用援助を掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市社会福祉協議会（福祉総務課）>

平成25年8月より、市社会福祉協議会でうま市権利擁護センター事業を受託し、市単独の事業としては県内で宜野湾市に次いで2番目となっています。福祉サービス利用援助事業として、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が低下し日常生活を営むのに支障がある者に福祉サービスの利用援助やそれに伴う日常的な金銭管理を行う事で地域で安心して生活ができるよう支援しています。

平成28年12月末時点での利用人数は45件(内生活保護受給者28件)となっています。年間の新規契約者数は平均13件です。

また、島しょ地域の利用者支援時の長距離移動も課題です。(移動距離に応じて交通費を徴収しているため利用者の負担増)

生活保護受給者の増加により、利用者から徴収する利用料と生活支援員へ支払う活動手当の不均衡が生じるため、改善策の検討が必要です。

日常生活自立支援事業等の利用については、コミュニティソーシャルワーカーが相談を受ける中から必要に応じて利用につなげています。

<介護長寿課、障がい福祉課>

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の権利擁護として、成年後見制度利用支援があり、財産管理や契約等について成年後見制度の申し立てに要する経費や成年後見人等への報酬の負担が困難なものに対し、助成を行っています。近年、認知症高齢者の増加、支援を必要とする障がい者の増加も見られるため、成年後見制度や利用支援事業についての周知・広報を十分に行う必要があります。

(点検2-4-③) 要援護者の発見と対応の充実

□第二次計画では・・・□

地域住民や各種相談窓口と連携し、人権侵害に関する連絡体制を構築するとともに、必要に応じて人権侵害を行っている個人や団体などに、警告や勧告などの救済措置をとることができる体制づくりの検討を掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市民協働課 >

人権擁護委員による人権相談所を開設している中で相談等があれば対応しています。また、相談日以外においても職員で対応したり、自治会から相談があった場合に関係機関への引継ぎを行っています。今後も継続して取り組むことが必要です。

<児童家庭課 >

女性が抱えている様々な問題や悩みについて相談を受け、その問題解決のため必要な助言や情報提供を行う「女性相談」を実施しています。保護命令申請のため配偶者暴力相談支援センターを案内するほか、警察や弁護士、医療機関、一時保護所など各機関へのつなぎを行っています。加害者から女性相談員へ危害がおよぶ可能性が常にあるなどの課題も見られます。

(点検2-4-④) 虐待等防止に向けた総合的な体制づくり

□第二次計画では・・・□

児童や高齢者、障がい者への虐待及びDVに対し、早期発見と早期解決を図るために、住民や保育所(園)、幼稚園、学校、医療機関等との連絡通報体制の構築や、児童虐待に関してはうるま市要保護児童対策地域協議会、高齢者虐待については地域包括支援センターを中心に各種機関が連携し、支援することを掲げていました。

また、虐待や暴力から緊急一時的に避難できる場所の確保や母子生活支援施設の建設についての検討も掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

(児童家庭課、障がい福祉課、介護長寿課)

虐待等への迅速な対応がとれるよう、児童虐待に関しては「うるま市要保護児童対策地域協議会」、障がい者では「障害者虐待防止センター」が設置され、高齢者虐待については、地域包括支援センターを中心に各種機関が連携し、支援を行っています。関係機関が情報共有をすることで、家庭状況の把握と支援状況の把握ができ、連携がスムーズになっています。虐待等への対応においては、担当者等への負担が大きという課題もあります。

児童虐待においては、医療機関によって支援連携の拒否もあり、県とも連携しながら医療機関への連携協力依頼をする等の必要です。

点検3. 快適で安心して暮らせる地域づくり

(点検3-1) 人にやさしい、まちづくりの推進

(点検3-1-①) ユニバーサルデザインの普及啓発

□第二次計画では・・・□

すべての人が安全に安心して社会参加できるよう、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するための、市の各部署及び民間事業所並びに住民に対しても理解が深まるよう取り組むことされていました。

■第二次計画での取組の状況■

公共施設のほか民間事業所においても施設整備は、高齢者及び障がい者のためのバリアフリーが浸透されつつありますが、さらに多くの方々に対して利用しやすい手法とされるユニバーサルデザイン化についても普及が望まれます。ユニバーサルデザインのまちづくりは全体的な取り組みですが、思いやりを持った環境整備のためにも、まず福祉の精神を育むことが必要とのことから、ボランティア活動及び学校教育の啓発活動を継続して行っています。

(点検3-1-②) ユニバーサルデザインの推進

□第二次計画では・・・□

新設、既設を問わず、建物や道路等および情報提供やサービス利用において、誰もがわかりやすく安心して快適に利用できるように、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備、改善を行うことを掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、市庁舎をはじめとする公共施設の整備等に努めてきました。

(点検3-1-③) 移動手段の確保

□第二次計画では・・・□

住民ニーズを踏まえつつ、有償バスの運行について効率的・効果的な運行ができるよう、検討することを掲げていました。

また、市民の移動手段として、既存の路線バスの運営促進に努めるとともに、コミュニティバスを含めた公共交通のあり方について検討することも掲げていました。

そのほか、社会福祉協議会と連携し、ボランティアによる外出支援の体制づくりや福祉有償運送についても検討を掲げています。

■第二次計画での取組の状況■

<介護長寿課、障がい福祉課>

福祉サービスにおいては、高齢者や障がい者のための移動支援サービス（リフト付き福祉バスの運行）や、障害福祉サービスにおける同行援護や移動支援事業があり、必要に応じてサービス提供を行っています。

<市民協働課>

平成28年7月より、これまでの庁舎間連絡バスのサービス内容を拡充し、公共施設間連絡バスの運行を開始しました（交通空白地帯にある自治会の公民館等11か所、バス2台増便）。

平成27年度の庁舎間連絡バスの延べ利用人数（7月～12月）5,047人に対し、公共施設間連絡バス（7月～12月）の延べ利用人数は8,446人となっており、3,399人の増加、率にして67.3%上昇しました。

利用する市民からは、経路地の増、また、運行時間の延長などに関する要望が寄せられています。現行の運行体制（2ルート、2便ずつ）の範囲において、より利便性が高まるような運行経路の設定などの検討を行う必要があります。

（点検3-2）防犯・防災対策の充実

（点検3-2-①）防犯対策の充実

□第二次計画では・・・□

犯罪被害から住民を守るため、住民が犯罪に巻き込まれないよう回避する方法や犯罪の危険性を感じた時の対処法などの周知を図ることを掲げていました。

また、夜間パトロールの継続や一戸一灯運動の推進、防犯灯の整備推進など、犯罪の起こりにくい地域づくりの推進を掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市民協働課>

自治会に対し、防犯灯および夜間の生活環境の整備を図り、市民生活の安全に資することを目的に補助金を交付しています。

自治会のランニングコストを削減する為、既存の防犯灯をLED化することも進めています。

<青少年センター>

「県民一斉行動 深夜徘徊防止総決起運動」を毎年7月に、県内他市町村も一斉に実施しています。また、夜間パトロールを実施しており、指導員を各学校区（PTA）に打診して募集しています。

(点検3-2-②) 防災対策の充実

□第二次計画では・・・□

「うるま市地域防災計画」に基づき、防災訓練や防災マップ等を通じて住民の防災意識の高揚を図ることや、災害時における市の組織体制の整備推進について掲げていました。

また、「自分たちの地域は自分たちで守る」という隣保協同の精神に基づく「自主防災組織」の結成を支援し、「自助」「共助」「公助」による体制の整備を推進することも掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

＜防災基地渉外課＞

東日本大震災等を踏まえ、突発的に発生する地震・津波災害時における防災体制の向上を図ることを目的に避難訓練等を実施しています。

「災害対策本部設置運営訓練及び職員参集訓練」を毎年11月に実施しています。内容は、地域防災計画に基づき、災害対策本部員の庁舎への参集、災害対策本部の設置、本部会議の開催を訓練シナリオに基づいて行うものです。平成28年度は市職員や自主防災組織、保育所、市全域の小中学校が参加しました。土曜日に実施したことで、災害時に市職員が担うべき事務分掌を確認することができたほか、指定避難所等開設訓練等を実施することで、マニュアル（素案）を作成することができました。

市内では自主防災組織が37自治会で結成されています（平成29年1月現在）。自主防災組織を結成することにより、地域防災力向上を図ることができます。また、資機材整備事業を行い自主防災組織の支援を実施しました。未結成自治会へ説明会を開催し、結成に向けた取り組みを継続的に行う必要があります。

そのほか、防災避難通路の整備や防災備蓄倉庫の整備などを行っています。

＜消防・消防団＞

市内において、女性防火クラブの育成や、幼年消防クラブの育成を行い、家庭における消火器、住宅用火災警報器の設置を促すとともに、防災意識を高める活動や、「火」への取り扱いについての意識づけ等を行っています。

(点検3-2-③) 災害時における要援護者への対応の充実

□第二次計画では・・・□

災害時などに一人で避難等できない災害時要援護者に対し、防災知識の普及、災害時の情報提供及び避難誘導並びに避難場所での健康管理その他必要な救護・救済対策等について、地域と連携し、地域で支え合う体制を整備することが掲げられていました。

また、災害時要援護者の把握方法や、地域への情報提供の方法など、行政と地域が一体となった取り組みを推進することが掲げられていました。

■第二次計画での取組の状況■

(福祉総務課)

市の避難行動要支援者の避難支援計画は策定され、避難行動要支援者登録を実施していますが、個別の避難計画（一人ひとりの避難支援方法、誰が支援するかなど）の作成は進められていません。名簿登録を進めるとともに、個別避難計画の作成や支援者の確保などを図る必要があります。

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、これまで災害時要援護者と使われてきた言葉が変更され、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」ということになりました。

市町村には、避難行動要支援者の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成することが義務づけられました。

また、この改正を受け、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的な手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）が策定され、この指針に基づいて取り組みを進める必要があります。

(防災基地渉外課)

平成28年11月に行った避難訓練では、避難行動要支援者が避難する際の福祉避難所を開設し、避難等のシミュレーションを行いました（具志川ドーム、健康福祉センターうるみん）。訓練では、避難行動要支援者の避難において、受け入れ先について課題が見られました。